

ほうじんむさしの

M U S A S H I N O H O U J I N K A I

特集

7・8²⁰²⁰月号
No.451

第54回通常総会
報告

黒門
石井組
井之頭井戸
フリ美術館



公益社団法人武蔵野法人会
武蔵野市・三鷹市・小金井市

INDEX

- 3 インターネットセミナー「セミナーオンデマンド」「セミナー DVD レンタル」のご案内
貸会議室のご案内
税務・法律・経営 無料相談室のご案内
- 4 第54回通常総会 報告
- 5 全法連及び東法連 各種表彰者ご芳名
- 6 令和元年(平成31年)度事業報告 収支決算
- 8 令和2年度事業計画報告 収支予算
- 10 税制のぺえじ 税務のじかん
- 12 ベテランの経営哲学(その62)
栗原昌孝さん 株式会社 Bee One Transport (ビーワントランスポート)
- 13 ガンバル若手経営者(その62)
清水亜希子さん 株式会社 エフコネクト (ff-connect)
リレーエッセイ(第134走者)
吉岡洋子さん YSK 合同会社(ココロ化粧品)
- 14 武蔵野税務署からのお知らせ
- 15 7月・8月の行事予定

小山雅巳
副会長の

ひとこと

コロナ禍により私たちのこれまでの日常が激変しました。残念ながらまだ収束に向けては程遠いように感じられます。そんな中、これから私たちは新たなライフスタイルに向けて動き始めなければなりません。とにかく今は焦らず、逆に自粛生活などから得た経験や知恵を活かし前進あるのみです。そして心から笑顔で暮らせる日が一日でも早く来ることを願うばかりです。

この冊子を発行している法人会は下記の方針で活動しています。

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である。

武蔵野法人会ホームページをご覧ください。

武蔵野法人会

検索

／ 今月の表紙 ／



「井の頭弁財天への入口『黒門』」

写真提供
武蔵野法人会 写真同好会

江戸の昔、井の頭弁財天にお参りする人々は、石の道標を目印に、「黒門」をくぐって訪れたと言われています。今月の表紙は、当会写真同好会の五十嵐明和さん(井の頭支部)より提供いただきました。

INFORMATION

インターネットセミナー「セミナーオンデマンド」「セミナーDVDレンタル」のご案内

武蔵野法人会の会員なら、どなたでも使えるサービスです。会社や自宅にしながら、多様なジャンルのセミナーを視聴できます。忙しくてセミナーや研修会に参加できない方などにも最適です。関心の高いテレワークや、新型コロナウイルス感染症に関連したテーマのセミナーもあります。月ごとに注目のテーマのほかにも、一般経営・教養、税務、人材育成、実務、パソコン研修など、幅広いジャンル別に検索できます。

経営の参考に、社内研修、自己研鑽などには是非ご活用ください。

- ★武蔵野法人会のHPから、「セミナーオンデマンド」のサイトにお入りください。
- ★会員ログインが必要となります。（「会員ID」と「パスワード」は、折込のチラシに記載されています）

武蔵野法人会

検索



武蔵野法人会館 貸会議室のご案内

会議室	時間帯	午前 9:00~12:00	午後 13:00~16:30	夜間 17:00~21:00	終日 9:00~21:00
小会議室		¥1,500	¥2,000	¥2,500	¥5,000
大会議室		¥2,000	¥3,000	¥4,000	¥11,000

(注1) 冷暖房費は上記室料に含まれます

(注2) 備品代…プロジェクター：300円 ・ワイヤレスマイク等の放送設備、演台、スクリーン等の備品：上記室料に含まれます

- 会議室の使用は会員に限定されます。また、使用目的が営利目的、特定の政治活動・宗教活動、その他事務局が管理上支障があると認められた場合は、使用できませんのでご留意願います。
- 予約方法：所定の申込み用紙に必要事項をご記入の上、事務局までお送りください。（FAX、E-mail等）
- お支払いは振込みか当日現金にてお支払いください。

振込先：多摩信用金庫武蔵野支店（普通）0083060
（口座名）公益社団法人 武蔵野法人会

その他ご不明の点がございましたら、事務局までご連絡ください

【公益社団法人武蔵野法人会 事務局】
〒180-0006 武蔵野市中町2-11-13
TEL 0422-51-1441 FAX 0422-55-5544
E-mail mhoujin@jcom.zaq.ne.jp

武蔵野法人会に設けられた相談室。無料です。好評です。お気軽にどうぞ！

法人会ならではのネットワークを活かして開設された、《無料相談室》。既に多くの会員の皆さんにご利用頂いております。

税務・法律・経営 相談室

経営者の悩みに 個人面談で応えます

税金 についてのご相談 ➡ 事務局へご連絡ください。税理士 担当

法律 についてのご相談 ➡ 毎月第2（火） 顧問弁護士 担当

経営 についてのご相談 ➡ 毎月第4（木） 中小企業診断士 担当

予約制

会場 武蔵野法人会館

午後1時～4時

事前に事務局までご連絡ください。

お問い合わせ先

公益社団法人 武蔵野法人会事務局

〒180-0006 武蔵野市中町2-11-13 三鷹ビル3F
TEL.0422-51-1441 FAX.0422-55-5544



規模を縮小して開催、議案はすべて承認

第54回通常総会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮し、例年より規模を縮小して武蔵野法人会館大会議室にて開催されました。会場の座席は距離を置き、参加者は入場時の消毒とマスクを着用のうえ、短時間での審議を行いました。また、総会後の懇親パーティは開催せず、来賓もご招待しないため古宇田武蔵野税務署長からの祝辞は書面にて配布されました。総会は法人会事務局の平田課長の司会により午後5時より、竹内会長の挨拶で始まりました。定足数の確認は事務局より、3月末の正会員数2,558のうち本人出席30と委任状1,548合わせて1,578となり過半数の1,280を超え、法令に従い総会が成立することが報告されました。議長



総会会場

は定款に従い竹内会長が務め、議事録署名人は三鷹中央支部の佐竹昭治さんと小金井北支部の三笠俊彦さんが選出され、議事に入りました。議事は第1号議案から第4号議案まですべての議案が承認され、午後6時、閉会となりました。



臺公益委員長



関根総務委員長



小川監事



司会 平田課長



出席者に配布されたオリジナルのウェットティッシュとマスク

Ⅲ 特集 Ⅲ

第54回 通常総会 報告

2020年6月5日(金)
武蔵野法人会館 大会議室

竹内会長 挨拶 (要約)

このたびは予想もしなかった新型コロナウイルスの影響により、世の中が一変してしまいました。法人会では、経営支援策に関する諸情報を会員の皆様にネットなどを通してお知らせしておりますが、多くの会員企業が厳しい状況に置かれていることと思います。第54回通常総会は、本来であれば70周年記念式典と祝賀パーティを兼ねて盛大に行う予定でしたが、式典と祝賀パーティは11月に延期し、今回は可能な限り時間を短縮し限られた人数での開催となりました。

さて、年明けから年度末にかけて、多くの行事がすべて中止となりましたが、それ以前の本部・支部・ブロック・部会では、税や経営、社会貢献をテーマに取り組み、公益社団法人の名に恥じぬ実績を残したと自負しています。

また、一昨年発足した「特別委員会」では、組織の見直しの後、会員資格や会費の見直しにも取り組み、一定の結論が得られました。いずれも定款変更になるため、さらに詳細を詰め、次回の総会で会員の皆様にお諮りできるようにしたいと思います。

一方、大きな課題は会員増強と退会防止です。仲間を増やしつつ、退会をいかに食い止めるか、車の両輪とらえて早急に取り組まなくてはなりません。

今年は当会が1950年3月に発足してから70年目を迎えます。制約はあるとは思いますが、節目の年にふさわしい事業を展開し、公益社団法人としての役割を果たすとともに、こんなときだからこそ、会員の皆さんに必要とされる存在となるよう、役員一同取り組んでまいります。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



竹内会長



武蔵野法人会館

全法連及び東法連 各種表彰者ご芳名

東法連の通常総会・感謝状及び記念品贈呈式は6月12日に予定されていましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開催中止となりました。受賞者の皆様には事務局より直接、表彰状をお渡ししました。

全法連 功労者表彰	宮下 真一	みすゞ建設(株)	〈常任理事：支部長 吉祥寺北第一支部〉
	横尾 和儀	(税)東京さくら会計事務所	〈監事：小金井北支部〉
東法連 功労者表彰	臺 孝之	ウテナ産業(株)	〈常任理事：公益委員長 吉祥寺北第二支部〉
	高麗 元	(有)コマ企画	〈常任理事：支部長 三鷹東支部〉
	大澤智恵子	(株)劇団め組	〈理事：公益副委員長 吉祥寺北第一支部〉
東法連 会員増強 功労者表彰	駒林 徹彦	(株) 鈴一	〈支部役員：三鷹中央支部〉
	伊藤さとみ	(株) セレモア	〈支部役員：女性部会副部会長 三鷹東支部〉
	田中真理子	大同生命保険(株)	〈支部役員：吉祥寺北第二支部〉

第1号
議案

令和元年(平成31年)度 事業報告承認の件

概況

新しい令和の時代を迎えた昨年、新天皇が即位し、閉塞感が濃かった平成の時代に別れを告げ、国民の間では祝賀ムードが一気に高まりました。秋にはアジア初の開催となったラグビーワールドカップにおいて、世界も驚く日本チームの大活躍により、日本中が感動と歓喜の渦に包まれました。チームのスローガン「ONE TEAM (ワンチーム)」が流行語大賞にも選ばれ、スポーツの持つ素晴らしさを実感すると共に選手たちの活躍を日本中が称えました。労働力不足が中小企業の経営課題となるほど、“失われた20年”という言葉に耳にすることがめっきり減り、景況感もますますで推移し、3千万人を超える海外からの旅行者によるインバウンド景気により、地方経済も観光業を中心に明るい兆しが見えつつありました。消費税率の10%への引き上げによる個人消費の落ち込みも一時的で限定的とされていた矢先に、誰もが予想だにできなかった“新型コロナウイルス”の感染拡大により、社会経済の様相が一変してしまいました。今後どこまで、この影響が私たちの事業や社会生活に及ぶのか、予断を許しません。

■ 会員間の“絆”を深め“顔の見える組織”作りをめざす

引き続き、当会では“よき経営者をめざすものの団体”として、関係当局をはじめ税理士会等の各友誼団体及び近隣法人会との密接な連携を保ちつつ、「令和元年(平成31年)度 会長の重点施策」に則り、以下の方針の下、様々な事業・施策を展開してまいりました。

《単年度と中長期の取り組み》

昨年に引き続き、単年度として取り組む「令和元年(平成31年)度の事業・施策」と並行して、中長期的な課題に取り組む「特別委員会」をフル回転させて、スピーディーに取り組む。

《令和元年(平成31)年度事業展開の基本方針》

- ◇本部・支部・部会で行ってきた従来の事業を見直し、費用対効果をよく検討しながら、それぞれ果たすべき役割に応じた事業を確実に実行する。
- ◇法人会の基幹組織を支部と位置づけ、支部事業における会員参加率の向上をめざし、“顔の見える組織”作りを確実にに行い、広く会員間の“絆”を深めると共に、支部単独ではできない予算規模の大きな事業については、地区単位での支部合同事業を積極的に展開し、法人会の地域への浸透を図る。新規会員獲得に繋がる事業を企画・実行する。
- ◇広報活動(情報伝達)
広報誌、ホームページ、メルマガ、Facebook等の特性を活かし、会員のみならず地域社会に対し、積極的に法人会をアピールするよう広報委員会を軸に全組織一丸となって取り組む。
- ◇他団体と差別化できる事業を推進する一方、協業が可能な分野については積極的に協力関係を築き事業展開を図る。

■ 「ブロック会議体」稼働開始、成果に期待

一昨年発足が決まった「ブロック会議体」がいよいよ稼働し始めました。支部の枠を超え、支部単独ではできない大きな事業に取り組むと共に、停滞気味であった会員増強活動にもブロック単位で取り組むこととしました。発足初年度ということもあり、まだまだ目に見える成果は出ておりませんが、次年度以降にその成果を期待したいと思います。このブロック会議体を生み出した“特別委員会”では、引き続き当会が抱える中長期の課題に取り組み、その一つである「会員資格」についても協議を重ね、一定の方向性を得ることができました。近い将来、他の検討課題と合わせて、皆様にお諮りしたいと考えております。

また、他団体との共催事業や協賛事業にも積極的に取り組みました。“税を考える週間”における「記念講演会」は

武蔵野青色申告会との共同開催となり、集客効果、費用対効果の点で狙いどおりの成果が得られました。各市の青年会議所（JC）とも将来にわたる良好な関係を構築するべく、事業の協賛を行ってまいりました。

■ 伝統事業に加え、着実に育つ地域貢献事業、会員交流事業

本部事業においては、今年で61回目を数える伝統事業である「夏期経営者講座」においては、“近未来の日本の姿”について、第一部では「人口減少」をテーマに、作家でありジャーナリストでもある河合雅司氏による講演「未来の年表～人口減少日本で起きること～」、第二部では社会を大きく変えるであろう最新の技術動向を取り上げ、エバンジェリストである西脇資哲氏による講演「AI×IoT 時代における新たなビジネスの姿とは？～全てのモノ、人がつながる新時代へ～」を開催しました。3年目を迎えた「税制実務研修」「経営実務研修」の両シリーズも全19テーマ、合わせて401名を超える方々にご参加いただき、日々の経営に役立つ実務知識を中心とした有益な情報提供に努めました。

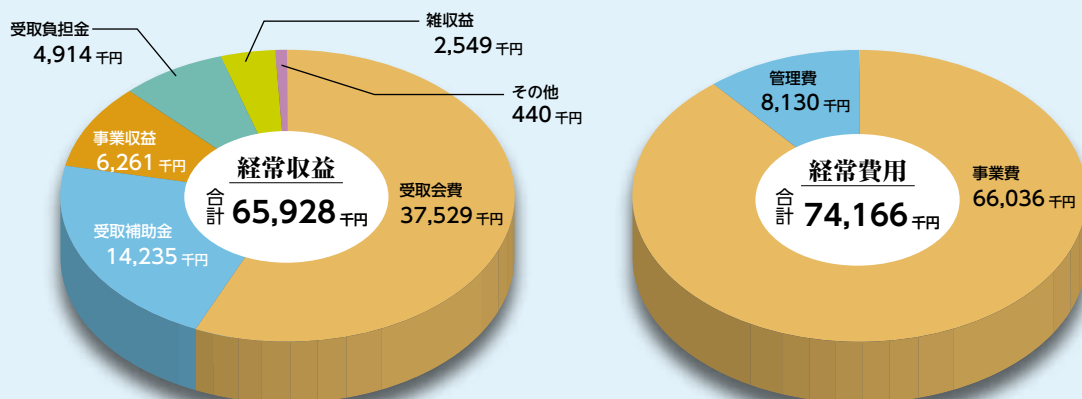
一方、各支部においては、地域の活性化をめざして企画された各種イベントに積極的に参加することにより、地域貢献と法人会の知名度向上に努めました。特に三鷹駅北口周辺で繰り広げられた公開空地と公道を使った社会実験事業「OPEN STREETs 武蔵野」には二日間にわたり、法人会ブースで行ったオリジナル缶バッジ、マイ箸作りに延べ890名のお子さんとその保護者が訪れ、大変喜ばれました。小金井地区で開催された「クリスマス歌声コンサート」は、市はもとより地域の関係団体を巻き込んだ事業として着実に育ち、今年も350名近い市民の皆様が来場し、大きな盛り上がりを見せました。

会員同士の“絆”を深める会員交流事業も各支部で活発に行われました。三鷹地区においては「お茶会」と称する会員同士の交流会が複数の支部で行われ、懇親と新規会員の獲得に成果を上げました。部会においては、女性部会・青年部会が取り組んでいる「租税教育」が熱心に行われ、行政・学校関係者から高い評価を得ました。

突然、私達の社会を襲った“新型コロナウイルス”の感染拡大による影響は甚大であり、年度末に計画されていた各ブロックの「新入会員歓迎会」「会員交流事業」「研修会」「税に関する絵はがきコンクール表彰式典」などが全て中止となってしまいました。準備を進めてこられた役員の皆様方のご苦勞が報われず、残念な限りです。まだしばらくの間、“新型コロナウイルス”の影響が続くかと思われます。新しい年度が思いもよらない形でスタートすることになりますが、今から70年前の1950年3月28日に誕生した当会の歴史を振り返りつつ、会員一丸となって私たちのこの会と地域社会を守るべく、引き続きご理解とご支援をいただけますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

第2号 議案

令和元年(平成31年)度 経常収益・経常費用 決算



(注) 収支が大幅にマイナスになっているのは、法人会館のトイレ、台所などの水回りの大規模修繕(約1,100万円)を行ったことによります。

第3号
議案

令和2年度 事業計画報告の件

2020年は1950年に当会が発足して70年、2010年に公益社団法人への移行を決めてから10年が経過する年となります。節目となる今年は、これまで当会が歩んできた道のりを振り返りながら、止まらない会員減少を食い止めるべく、一般市民をも対象とした公益に資する事業を展開すると共に、“よき経営者をめざすものの団体”として、会員にとって有益な事業・施策を展開し、次の10年を見据えた年となるよう、以下のとおり各種事業・施策について展開してまいります。

■ 単年度と中長期の取り組み

昨年に引き続き、単年度として取り組む「令和2年度の事業・施策」と並行して、中長期的な課題に取り組む「特別委員会」をフル回転させ、次の10年に向けた備えの1年にする。

■ 令和2年度事業展開の基本方針

- 本部・支部・部会で行ってきた従来の事業について改廃を含め再点検し、費用対効果をよく検討しながら、それぞれが果たすべき役割に応じた事業を確実に実行する。
- 法人会の基幹組織を支部と位置づけ、ブロック会議体を活かしつつ、支部の独自性を失わず、広く支部会員の参加が可能となる事業を企画し、退会防止に繋がるよう会員同士の“絆”を深める。
- ブロック会議体は支部間の調整を図りつつ、支部を超えた規模の事業を企画・実施すると共に支部の会員増強活動の実効性が上がるよう、必要な施策を立案し支援を行う。
- 広報活動（情報伝達）
広報誌、ホームページ、メルマガ、Facebook等の特性を活かし、会員のみならず地域社会に対し、積極的に法人会をアピールすると共に、会員同士の“絆”が深まるような情報手段の活用策の展開を図る。さらに、「70周年記念誌」の発行を行う。
- 他団体と差別化できる事業を推進する一方、協業が可能な分野については積極的に協力関係を築き、集客のみならず費用を含めた効率的な事業展開を図る。

■ 主な実施事業・施策

1. 税知識の普及を目的とする事業

- (1) 租税教育（小学校租税教室、税に関する絵はがきコンクール、サッカー租税教室、地域イベントにおける税金クイズ）
- (2) 租税教室講師養成勉強会（年8回）
- (3) 新設法人説明会（隔月偶数月開催、年6回）
- (4) 決算法人説明会（3月のみ2回で年13回）
- (5) 年末調整説明会（11月）
- (6) 電子申告普及促進事業（5月）
- (7) 税制実務研修会（6月、7月、8月、9月、10月、12月、2月）
- (8) 広報誌（年6回発行）、ホームページ、メルマガによる税関連情報の発信

2. 納税意識の高揚を目的とする事業

- (1) 税を考える週間記念講演会（11月17日）
- (2) 税に関する絵はがきコンクール表彰式（11月15日）
- (3) 納税表彰式（11月11日）
- (4) 無料税務相談会（原則月1回）
- (5) 広報誌（年6回発行）、ホームページ、メルマガ、ポスター掲示による税関連情報の発信

3. 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に資する事業

- (1) 税制改正アンケートへの参画（3月～5月）
- (2) 全国女性フォーラム（10月）、法人会全国大会（10月）、全国青年の集い（11月）への参画
- (3) 自治体等への税制改正要望の陳情活動（10月～11月）
- (4) 全法連、東法連税制委員会主催セミナーへの参加（開催の都度随時）
- (5) その他団体主催の税関連セミナーへの参加（開催の都度随時）

4. 地域企業の健全な発展に資する事業

- (1) 70周年記念講演会（秋を予定）
- (2) 経営実務研修会（5月、7月、9月、12月、2月、3月）
- (3) 初めての経理等（8月）
- (4) 無料経営相談会、無料法律相談会（原則月1回）
- (5) 広報誌、ホームページ、メルマガ、掲示板による経営関連情報の発信
- (6) インターネットセミナー・オンデマンドの活用促進

5. 地域社会への貢献を目的とする事業

- (1) 中学生キャリア教育支援（職業人の話を聞く会、職場体験学習受入企業の開拓）

- (2) 環境美化事業（野川クリーン作戦、仙川クリーン作戦）
- (3) 東京都地球温暖化防止対策報告書制度の普及促進
- (4) 地域イベント支援（武蔵野桜まつり、三鷹阿波踊り、三鷹商工まつり、小金井なかよし市民祭り、小金井阿波踊り、青少年のための科学の祭典、小金井桜落ち葉回収作戦）
- (5) 各種チャリティ事業（コンサート、ボウリング、ゴルフ等）
- (6) タオル1本運動

6. 収益を伴う会員のための福利厚生事業

- (1) 生活習慣病健診及び人間ドック等の利用促進
 - ・全日本労働福祉協会（三鷹、小金井で夏期・秋期の延べ5回）
 - ・武蔵村山病院のがん検診 PET-CT（随時）
- (2) 東法連提携「ラフォーレ倶楽部」「ホームセキュリティ制度」利用促進
- (3) 東法連提携「特定退職金共済制度」の普及促進
- (4) 東法連提携ビジネス誌の割引購入制度の利用促進
- (5) 経営者大型保障制度を始めとする各種保険制度の利用促進
- (6) 厚生制度推進連絡協議会の開催
- (7) 葬祭、自販機、レンタカー、クレジットカード、電報等の各取扱い指定業者の割引紹介サービスの利用促進
- (8) 保養施設（ニューグリーンピア津南）の利用促進
- (9) 簡易保険団体保険料払込制度の促進

7. 会員支援のための親睦・交流等福利厚生に関する事業

- (1) 会員優待サービス事業の定着と拡大発展
- (2) 文化事業チケット購入補助制度の運営
- (3) 会員交流ボウリング大会の開催
- (4) 日帰りバス見学研修会の開催
- (5) 企業視察見学研修会の開催
- (6) 同好会活動の支援
- (7) 新年賀詞交歓会の開催
- (8) 新入会員歓迎会
- (9) その他会員交流事業の開催（70周年会員交流事業）
- (10) 福利厚生制度の促進（「想いをつないで50年『企業を守りたい』キャンペーン」）

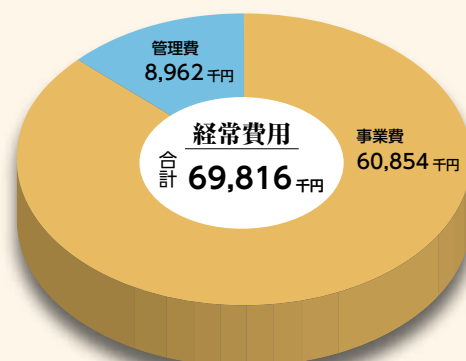
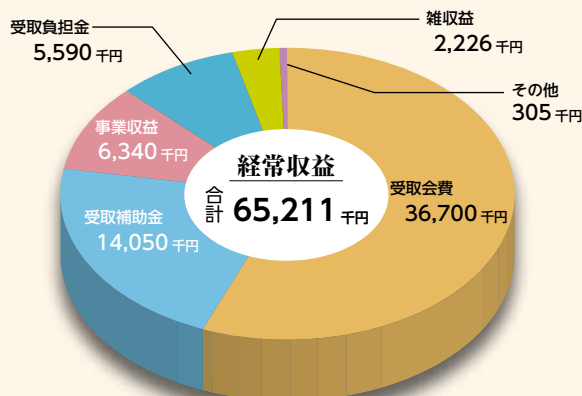
8. その他本会の目的を達成するに必要な事業

- (1) 会員増強運動による組織基盤の強化
 - ・支部における会員増強運動の展開
 - ・会員増強決起大会開催及び増強運動に対する表彰
 - ・厚生制度受託各社との連携と協力体制の強化
 - ・“顔の見える支部組織”の充実を図る（地区割りとは地区役員体制の充実）
 - ・同好会活動の拡充を通じた未加入法人の取込み
- (2) 総会・理事会等各会議体の適正運営
- (3) 全法連・東法連・三法連との連携協調
- (4) 税務行政関係諸団体との連携
- (5) 関係自治体、行政機関との連携（武蔵野市、三鷹市、小金井市、各市教育局委員会・警察・消防）
- (6) 関係地域諸団体との連携（商工会議所、商工会、社会福祉協議会等）

第4号 議案

令和2年度 経常収益・経常費用 予算

（注）令和2年度が当会の創立70周年となることから、通常年とは異なる記念事業関連費用を計上したため、収支予算においてマイナスとなりました。



新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ 緊急経済対策における税制上の措置

令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等が国会で成立し、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている事業者等に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられました。

1 納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、**無担保かつ延滞税なしで1年間**、納税を猶予する特例が設けられます。基本的には**全ての税目**が対象です（印紙で納付する印紙税等は除く）。また、社会保険料についても同様の特例措置が講じられます。

特例の概要

- ▷ 令和2年2月から納期限までの一定の期間（1カ月以上）において、収入が大幅に減少（**前年同期比概ね20%以上の減**）した場合について1年間納税を猶予。
- ▷ 一時の納税が困難と認められる場合に適用。
 - ・ 少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応。
 - ・ 収支や財産状況を示す書類の提出が必要。提出が困難な場合は口頭説明も可能。
- ▷ **担保は不要。**
- ▷ **延滞税は免除。**

【申請手続】

令和2年6月30日、又は納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。なお、申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる書類を提出する必要がありますが、提出が難しい場合には、口頭で状況を説明します。

また、本特例は、既に納期限が過ぎている未納の国税、地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡って特例を適用することができます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税、地方税について適用されます。

2 欠損金の繰戻しによる還付の特例

これまで、中小企業者等（資本金の額が1億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、**資本金の額が1億円超10億円以下の法人**も利用可能となりました。ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終

了する各事業年度に生じた欠損金に適用できます。

3 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業経営強化税制の対象設備である特定経営力向上設備等に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に記載された遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備が、テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型（デジタル化設備）として追加されます。

具体的には、以下の特定経営力向上設備等を取得等した場合、**即時償却又は7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除**が適用できます。

新たな類型（デジタル化設備）

- （要件）遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備
（対象設備）機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア

【適用時期】

令和3年3月31日までに取得をして事業の用に供した場合に適用されます。

4 消費税の課税選択の変更に係る特例

消費税の課税事業者選択届出書（課税事業者選択不適用届出書を含む）については、**原則として課税期間の開始前**に提出する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症により、経営に大きな影響を受けている事業者につき、次の適用要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、**課税期間の開始後であっても**、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能となる特例が設けられます。

適用要件

- ① 特例に係る法律の施行（令和2年4月30日）後に申告期限が到来する課税期間において、
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間の内、**一定期間（1カ月以上の任意の期間）の収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上減少）した場合**で、かつ、
- ③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合
（注1） 原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。
▷ 法人：課税期間の終了の日の翌日から2カ月
▷ 個人：課税期間の翌年の3月末
（注2） 国税通則法11条（災害等による期限の延長）の規定に基づく期限延長については、最寄りの税務署にご相談ください。

なお、本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合は、**課税事業者を2年間継続する必要はありません。**

【適用時期】

特例法の施行日（令和2年4月30日）以後に確定申告書の提出期限が到来する課税期間について適用されます。

5 中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の措置のため、厳しい経営環境に直面している（※）中小企業者等に対して、**令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする措置が講じられます。**

（※）令和2年2月～10月までの**任意の3カ月間**の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

【適用時期】

令和3年1月31日までに、**認定経営革新等支援機関等**（税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など））の認定を受けて各市町村に申告した者に適用されます。

6 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、適用対象を拡充した上で、生産性向上特別措置法の改正を前提に、令和5年3月31日まで適用期限が2年間延長されます。

適用要件
▷対象資産に、事業用家屋と構築物を追加 ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの ・構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの ※事業用家屋・構築物ともに、中小事業者等の認定先端設備導入計画に位置付けられたもの ▷生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度までの2年間に限り延長（令和5年3月31日まで）

7 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税措置

公的金融機関や銀行等が、新型コロナウイルス感染症で経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについて、**印紙税が非課税**となる措置が講じられます。

なお、特別貸付けとは、当該機関が行う他の金銭の貸付け条件に比し特別に有利な条件で行うものをいいます。

（注）施行日の前日（令和2年4月29日）までに作成され

たものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、過誤納金とみなして還付されます。

8 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、定められた期日までに住宅取得契約が行われている等の一定の場合には期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件が見直されました。

適用要件
(1) 住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置（入居期限：令和2年12月31日⇒令和3年12月31日） ① 注文住宅の新築は令和2年9月末、分譲住宅、既存住宅の取得や、増改築等は令和2年11月末までに契約が行われていること ② 新型コロナウイルス感染症の影響で、注文・分譲・既存住宅又は増改築等の住宅への入居が遅れたこと (2) 既存住宅を取得した際の住宅ローン控除の入居期限要件（取得日から6カ月以内⇒増改築等完了の日から6カ月以内） ① 既存住宅取得の日から5カ月後まで、又は関連税制法の施行の日（令和2年4月30日）から2カ月後まで、いずれかの期日までに増改築等の契約が行われていること ② 取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響で、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと

9 その他の項目

・自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の特例措置の延長

自動車税、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限が6カ月延長され、令和3年3月31日までに取得した自家用乗用車（登録車・軽自動車）について適用されます。

・耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修した場合の不動産取得税の特例措置について、当該住宅をその取得の日から6月以内に入居できなかった場合でも、一定の要件を満たせば、令和3年度末（令和4年3月31日）までの入居分については、当該特例措置を適用できるなど所要の措置が講じられます。

・文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、一定の条件のもと、放棄した金額について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象となりました。





会社とは、夢を託して そして実現できる場であること

リスクを分散し素早い状況判断で切り替える運送業

栗原 昌孝 さん

ビーワントransポート

三鷹西支部 株式会社 Bee One Transport | 三鷹市深大寺 1-13-12-2F |

■ 物流は経済の血液だ

Bee One Transportは一般のご家庭や学生さん、企業の引越業務を中心に、家具の配送・設置や一般配送なども手掛けています。社名は、創業日の8月1日と、Bee（ハチ）の商売繁盛にあやかって命名しました。

創業10年目を迎えた今、新型コロナウイルスで厳しい状況ですが、創業時にも試練がありました。引越業でスタートした半年後の3月11日、東日本大震災です。物流が機能しないという大打撃を受けて、リスクは分散すべきと痛感。引越業だけでは季節によって需要に波があるため、年間を通して安定した分野を広げようと考え、現在のような一般配送や家具配送なども手掛けることにしたのです。「物流は経済の血液」といわれます。世の中を支える事業の回復を願うばかりです。

■ DJで培った素早い状況判断と切り替え

この運送業は実は事業の一部です。20代から何でも屋とか、両親が営む光応用機器メーカーで働く傍ら、飲食業や運送業、福祉分野など多業種での展開をしてきました。

話すと驚かれるのですが、10代からブレイクダンスにはまって米軍基地内のクラブに通い、DJ（ディスクジョッキー）に弟子

入り。以来30年近く、数年前までDJ Markの名でターンテーブルを操作してきました。これに並行してショットバーやラーメン屋、居酒屋「豚力屋（ぶりきや）」を経営する一方、障がい者の方の授産所運営も支援しています。

いろいろなアイデアは頭のチャンネルを素早く切り替えると浮かびます。これは客層や雰囲気に合わせて曲を選んで場を盛り上げる、長年のDJの賜物です（笑）。常に周囲の状況を探り、新しい思考に素早く切り替えること。これは、どんな商売にも応用できることでしょうね。

■ 業態はどうあれ意志ある人がいれば会社は育つ

最近の楽しみはマグロ釣りです。カツオやヒラメなどが釣れた日はフェイスブックで予告して「豚力屋」の一押しメニューになり、お客さんにも喜ばれます。

経営者として、これまで私は決断力と行動力で走ってきました。これからは従業員9人が生活できる場を守り、さらに広げてあげたい。そのためには彼ら自身にも事業を育ててもらいたい。どんな業態であれ、会社とは、夢を託して、そして社員みんなでその夢が実現できる場所であればいい。意志ある人がいれば会社は育つと、私は思っているんです。

た土地及び自社ブランド名KⅡ吉祥寺
&ココロ化粧品店の略です。
今まで20年近く委託でのWEB制作
を行っていましたが、子どもたちも
無事に成人を迎え、そろそろWEB制
作から方向転換を考えていたところ、
ひょんなことから縁をいただき、化
粧品業界に踏み込むことになりました。
これが自社ブランドのココロ化粧品にな
ります。

● 肌の弱い方向けの希少な 「杏オイル」との出会い

私自身、肌があまり強くなく、基礎
化粧品選びには苦労していました。そ
こで出会ったのが肌の老化を防ぐなど、
アンチエイジング全体に嬉しい成分が
入っている「杏のオイル」です。また、
杏オイルが希少なため、大手が手を出
しにくいという部分も化粧品を企画す
る上で大きな後押しとなりました。

現在、武蔵野市のお土産「むさしの
プレミアム」に認定された2商品（美容
マスク、低刺激石鹸）をインターネット
販売、武蔵野周辺のお店に置かせてい
ただいております。お陰様で肌の弱
い方や美肌に興味がある方に少しずつ
認知していただいています。

この夏に向けて新たな商品展開を
行つてまいりますので「ココロ化粧品」の
今後の発展を見守っていただけると幸い
です。

成功する組織に必要なのは 「人材力・組織力・関係力」

強みを発揮し働く喜びを見出す、企業のためのコンサルティング

清水 亜希子 さん

ff-connect

三鷹東支部 株式会社 エフコネクト | 三鷹市中原4-21-20 |



■互いの弱みを認め、強みで補い合う信頼関係と体制

30代で起業して9年、企業を対象にした「ワークライフバランスコンサルティング事業」と、地域や一般家庭を対象にした「地域家庭教育事業」を2本柱にしています。

企業コンサルティングの多くは、建設業系やイベント関連など長時間勤務になりがちな業種からのご相談です。私は「働き方チェンジパートナー」として半年から数年にわたり、働き方改革の取り組みに伴走しています。

具体的には、社内のいろいろな部署から数人の方を選抜して「働き方改革チーム」を立ち上げていただきます。月に1～2回ほど会議を開催し、強みを発揮して業績アップし、働く喜びを見出せるよう知恵を絞っていただく提案をしています。

成功する組織に必要なのは「人材力・組織力・関係力」の3点。お互いの弱みを認め、強みで補い合う信頼関係と体制を作ること、それが組織力につながります。成果が得られて喜ばれると、コンサルタント冥利に尽きますね。

■組織も家庭も自分も納得のいく働き方を模索

私には20代のころから「一生働き続けたい」という目標がありました。その原点は学生時代にアルバイトしていた飲食店

で、仕事から学べる喜びと達成感を実感したこと。それ以来、働くことが私の原動力となっているのです。

さらに大学卒業後に勤めた求人会社では経営者の方から直接お話を伺う機会が多かったことや、転職後に育休や時短制度を利用しながら生産性高く働く工夫をするうちに、働き続けるためには「経営者になること」だと思い至ったのです。人生の中で何を大切にしたいかを熟考し、組織も家庭も自分も納得のいく効果的な働き方を模索し起業に踏み切りました。

■仕事と子育てが循環する、住みたいまち三鷹をめざして

2年前からは、企業向けと並行して地域家庭教育事業にも力を入れ、今年度は三鷹市の補助対象事業として「おやこひろば」を運営しています。自分の子育て体験も含めて、私の大好きな三鷹を、仕事と子育てが両輪となって循環する「住みたいまち」にしたいと構想を練っているところです。

社名のff-connectには、音楽用語のフォルティッシモ（最大限に）コネクト（つながり）を生かす、という理念をこめました。ffは父親fatherや女性femaleなどの頭文字でもあります。さまざまな役割において強みを生かしながら個人と企業と地域が前進できるよう、お手伝いしたいと思っています。

みなさま初めまして、YSK合同会
社の吉岡です。基礎化粧品ブランドと
して「ココロ化粧品」の企画販売、また
小規模のWEB（ホームページ）企画制
作を行っております。お陰様で生まれ
育った吉祥寺で会社を設立し、早3年
が過ぎました。YSKという社名は、
自分のこの世に生を受けた名前、土地
にちなんでつけており、私の苗字Y
吉岡 S 清水（旧姓）と、生まれ育つ

「むさしの
プレミアム」に
認定された化粧品
会社を設立
生まれ育った吉祥寺で



第134走者

リレー
エッセイ
Relay Essay

三鷹中央支部

吉岡 洋子

YSK 合同会社
（ココロ化粧品）

新型コロナウイルス感染症の影響で

期限までに申告・納付が難しい方は 簡易な手続で期限延長が可能です (法人・個人の全ての方が対象)

Q 申告・納付の期限が延長できるの？

- 新型コロナウイルスの影響で、期限までに申告・納付等ができないやむを得ない理由がある場合、**柔軟に確定申告書を受け付けること**としています。

Q やむを得ない理由とは？

- 納税者や関与税理士が新型コロナウイルスに感染したケースに限らず、感染拡大防止の取組により外出自粛を行っているケースなどもやむを得ない理由に該当します。

Q いつまでに申請すればいいの？

- 申告・納付期限の前だけでなく、その**期限を過ぎた後でも申請を行うことが可能**です。

Q 申請の手続は？

- 申請する場合、必ずしも**申請書等を提出する必要はなく**、申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を付記するか、e-Tax をご利用の方は所定の欄にその旨を入力していただくなど**簡易な手続で申請**できます。
- ご質問・ご不明な点は、最寄りの税務署にお問合せください。

令和2年4月



法人番号 7000012050002

新型コロナ関連の
期限の個別延長に
ついてはこちら



E VENT SCHEDULE | 行事予定 |

7月

(注) 新型コロナウイルス感染症防止策の状況により、予定は変更される場合があります。

日	曜	行 事
1	水	
2	木	公益委員会 女性部会 役員会
3	金	三鷹東支部 役員会
4	土	
5	日	
6	月	健康診断 (小金井会場) 青年部会 役員会
7	火	健康診断 (三鷹会場) 正副会長会議、常任理事会
8	水	税制委員会
9	木	第2回 経営実務研修会
10	金	三鷹中央支部 役員会
11	土	
12	日	
13	月	
14	火	吉祥寺北第二支部 役員会
15	水	
16	木	
17	金	理事会
18	土	
19	日	
20	月	不動産賃貸経営専門部会 役員会
21	火	
22	水	
23	木	(海の日)
24	金	(スポーツの日)
25	土	
26	日	
27	月	
28	火	広報委員会
29	水	
30	木	
31	金	

(2020年6月25日現在)

8月

日	曜	行 事
1	土	
2	日	
3	月	
4	火	
5	水	
6	木	
7	金	
8	土	第8回「税に関する絵はがきコンクール」 全応募作品展示 (会場：コピス吉祥寺 ～8 / 29)
9	日	
10	月	(山の日)
11	火	
12	水	
13	木	
14	金	
15	土	
16	日	
17	月	はじめての経理実務①
18	火	
19	水	
20	木	はじめての経理実務②
21	金	
22	土	
23	日	
24	月	はじめての経理実務③
25	火	広報委員会
26	水	
27	木	はじめての経理実務④
28	金	士業専門部会 役員会
29	土	
30	日	
31	月	

(2020年6月25日現在)

ほうじん「むさしの」7・8月号

2020年7月5日発行(発刊月5日発行) 第47巻 第4号(通巻第451号)

発行 公益社団法人 武蔵野法人会
編集責任者/後藤慶太

〒180-0006 武蔵野市中町 2-11-13(三鷹ビル3階)
TEL. 0422-51-1441 FAX. 0422-55-5544
E-mail: mhoushin@jcom.zaq.ne.jp

印刷 株式会社 文伸



この印刷製品
は、環境に配慮
した資材と工場
で製造されて
います。

●武蔵野法人会会員総数=2,952名 ●加入率=29.0%(2020年5月末現在)

優秀な人材の確保・定着化に 東法連 特定退職金共済制度



従業員の退職金準備は

とく
特

たい
退

きょう
共



特退共の魅力

1. 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
2. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
3. 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- ☑ 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- ☑ 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- ☑ 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- ☑ 約5,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2019年8月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは

企C-2019-11-S(2019年9月11日)P6965



TTK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaihyo.or.jp/>